

□ 府中市における家庭廃棄物処理手数料導入の経緯（概要）

年	家庭系廃棄物処理手数料導入に係るできごと
平成13年（2001年）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 多摩地域市長会で日の出町の最終処分場のひっ迫に伴い、ごみ減量と家庭ごみの有料化の申し合わせ
平成17年（2005年）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「ダストボックスを堅持しながらのごみ減量の可能性」について諮問 ✓ 諮問に対して、ボックスシェアによる減量について中間報告 →ごみと資源が混在しごみ減量が進まず、市民に無用な混乱を与えた
平成19年（2007年）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃減審より「家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」、「ダストボックスの撤去」を答申 ✓ 市長より「ボックス廃止、有料化、戸別収集」に関する方針を表明 ✓ 二枚橋衛生組合の焼却炉閉鎖（3月）
平成20年（2008年）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ごみ改革推進本部の立ち上げ →ごみ収集方法の見直しに本腰を入れて対応 ✓ ごみ減量のために必要な収集方法の検討についての最終答申（5月） →ボックス方式を廃止し、有料化によるごみ収集の速やかな実施が必要 ✓ 市民の声を聴く会（6月～）、市民アンケート（6月～9月） ✓ 「資源循環型社会構築に向けての緊急アピール」の提出（10月） →自治会連合会/商店街連合会/リサイクル推進協会/ごみ対策推進員協議会 ✓ ごみ改革実施方針案の議会承認 →ボックス廃止、有料化、戸別収集の同時実行
平成21年（2009年）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 家庭廃棄物処理手数料の導入（有料化）に係る条例の改正（3月） ✓ 収集計画に係る府中廃棄物処理事業協同組合との調整・協議

□ 府中市における家庭廃棄物処理手数料導入に係る意見（概要）

ダストボックスの問題点

- 24時間いつでも出せる「ダストボックス」は、非常に便利であり、その利便性が高く支持されている一方、“不快な臭いを感じた”、“満杯で不便を感じた”という市民も多数存在。

ダストボックス方式の廃止

- ダストボックス方式の廃止に対しては反対意見も根強く、「ごみ減量に関する市民の声を聴く会」実施のアンケートによると、賛成：約12%、反対：約30%以上であるものの、“市の説明に納得できるなら賛成”の意見が最多（約45%）。

家庭ごみの有料化

- ごみの排出に料金が必要となる家庭ごみの有料化も反対意見が根強いものの、ダストボックス方式の廃止やリサイクルの推進など様々な事項について配慮を行った場合は半数以上が支持。
- 家庭ごみの有料化が導入された場合、8割近い市民が“ごみそのものを減らす買い物をする”と回答。

不法投棄

- 便利なダストボックスの問題点は“中が見えないこと”で、市外からのごみや事業所のごみなど、本来なら出してはいけないごみを排除することが困難。
- 6割近くの市民が本来なら出してはいけないごみの排出現場を目撃。

□ 府中市における家庭廃棄物処理手数料設定方法

課金設定についての考え方

- ごみ処理手数料単価は、公平負担の原則から考えると、ごみ減量やリサイクルに努力した量に見合った、つまり、ごみ処理コストから算出すべき。
- 高すぎた場合、ごみの不法投棄などが懸念。一方、安すぎた場合、ごみ減量やリサイクルに効果はなく、ごみ排出の既得権だけが残り、ごみの増大につながるおそれも想定。

経済的なインセンティブ（動機付け）により、ごみの発生を抑制に導く額であり、市民の納得性が得られ、負担が過大すぎないように考慮が必要

単価の設定根拠

- 東京都自治調査会の「家庭ごみ有料化調査報告書」（平成12年3月）において、月額世帯当たり500円でも十分な減量効果が得られるとの結果報告
- 多摩地域市町村の多くは、上述の考え方で単価を設定
→40リットル袋の値段が70円以上が8市（有料化実施15市中）
- 環境省から出された「一般廃棄物処理有料化の手引き」（平成19年6月）では、全国的にも大袋（特大袋40～45リットル）を60円以上に設定する市が増加。

家庭廃棄物処理手数料の導入背景

□ 府中市における家庭廃棄物処理手数料設定方法

● ごみ収集実績（平成18年度）

燃やすごみ | 41,917トン、燃やさないごみ | 9,069トン、ごみ処理経費 | 約30億円

→年間のごみ量を20リットル袋に換算し、約11万世帯（当時）のうち1世帯当たりの袋使用量を算出

→1か月1世帯当たりのごみ処理手数料は533円

→11万世帯の1年間のごみ処理手数料は約7億円で、ごみ処理経費の2割程度

● 収集回数 | 燃やすごみを週2回、燃やさないごみを隔週1回、プラスチック類を週1回 市民が平均して使用する袋の大きさ | 20リットル袋、袋の単価 | 20リットル袋=40円

→上記と想定すると、1世帯当たり520円の負担。

→収集実績を踏まえた1か月1世帯当たりのごみ処理手数料（533円）と同程度

● 近隣市（調布、小金井、稲城、狛江）の手数料設定額は1リットル当たり2円

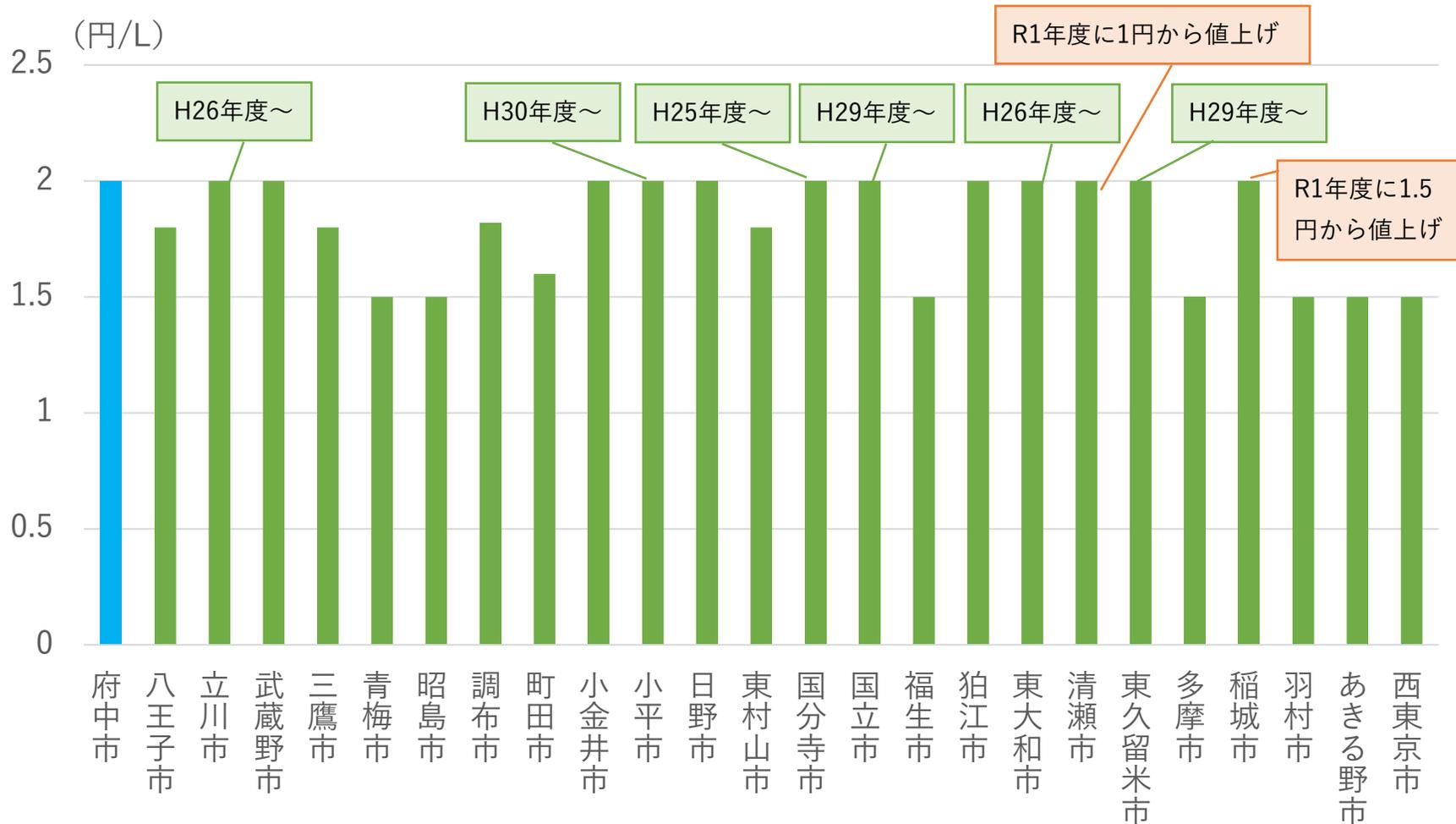
● プラスチック類は市民が事業者への過剰包装抑制の働きかけを行う動機付けとなる有料化を実施し、発生抑制を行うことが重要。プラスチック専用の指定袋に関しては、他の指定袋より安価な料金設定を行うことにより、分別の促進及び資源回収量の増加を期待。

ごみ処理経費の公平負担の考え方、実績（量・経費）、近隣市の動向等も踏まえ、
燃やすごみ・燃やさないごみ：“2円/リットル” プラスチック類：“1円/リットル” に設定

周辺自治体の指定ごみ袋料金の設定

□ 周辺自治体（多摩地域26市）の指定ごみ袋料金（家庭系可燃ごみ・不燃ごみ）

- 1L当たり1.5円～2円の設定で、近年は据え置きとしている自治体が多い

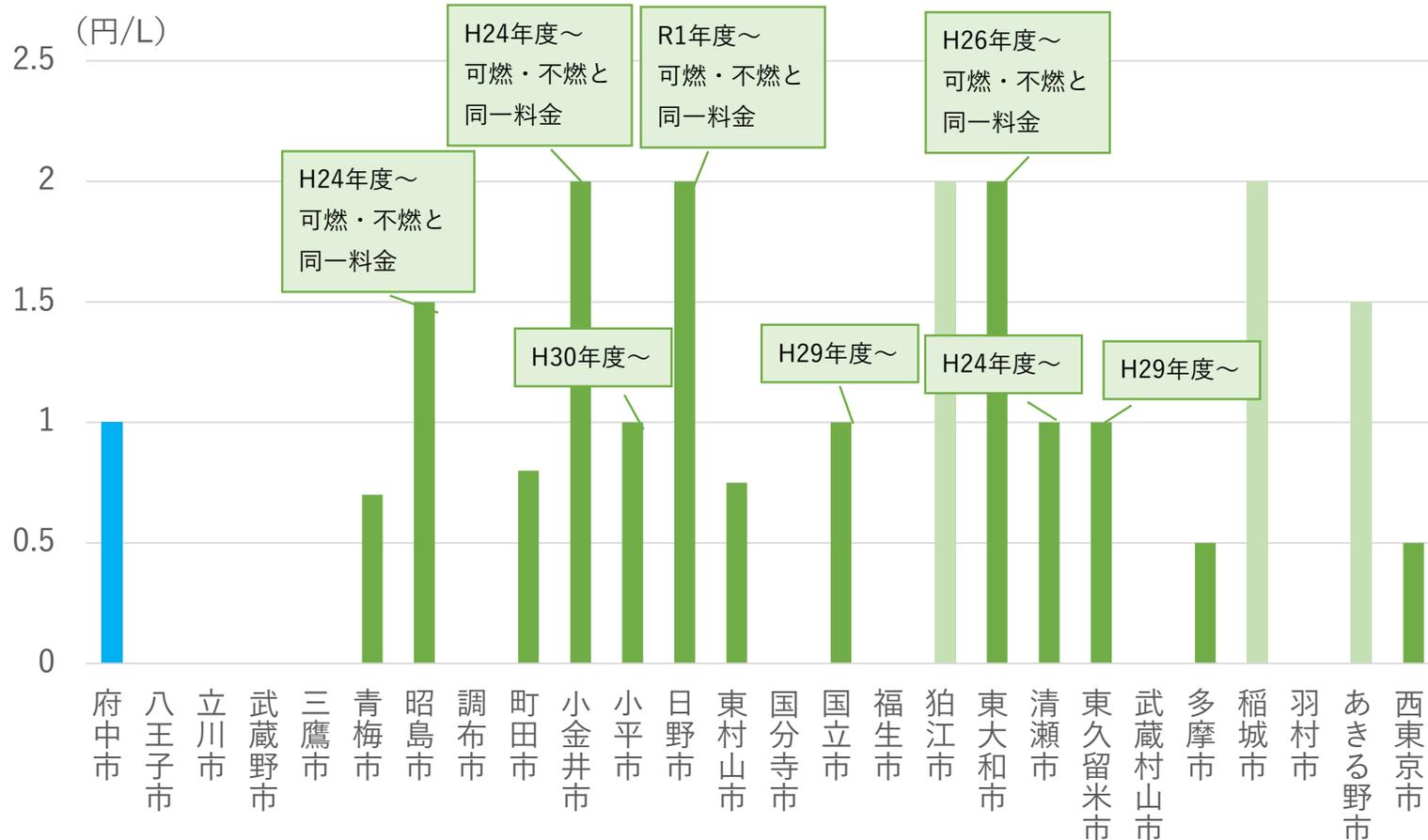


※10L袋（調布市のみ15L袋）の料金より算出、青梅市の不燃ごみは1.2円/Lだが、ここでは可燃ごみの1.5円/Lを代表値として示す

周辺自治体の指定ごみ袋料金の設定

□ 周辺自治体（多摩地域26市）の指定ごみ袋料金（容器包装プラスチック）

- 容器包装プラスチックを分別品目として設定して有料化している市は、多摩地域26市のうち14市。
- 1L当たり0.5円～2円の設定で、可燃ごみ・不燃ごみの半額程度の価格設定としている市が多い。（府中市・小平市・国立市・清瀬市・東久留米市・青梅市・東村山市）



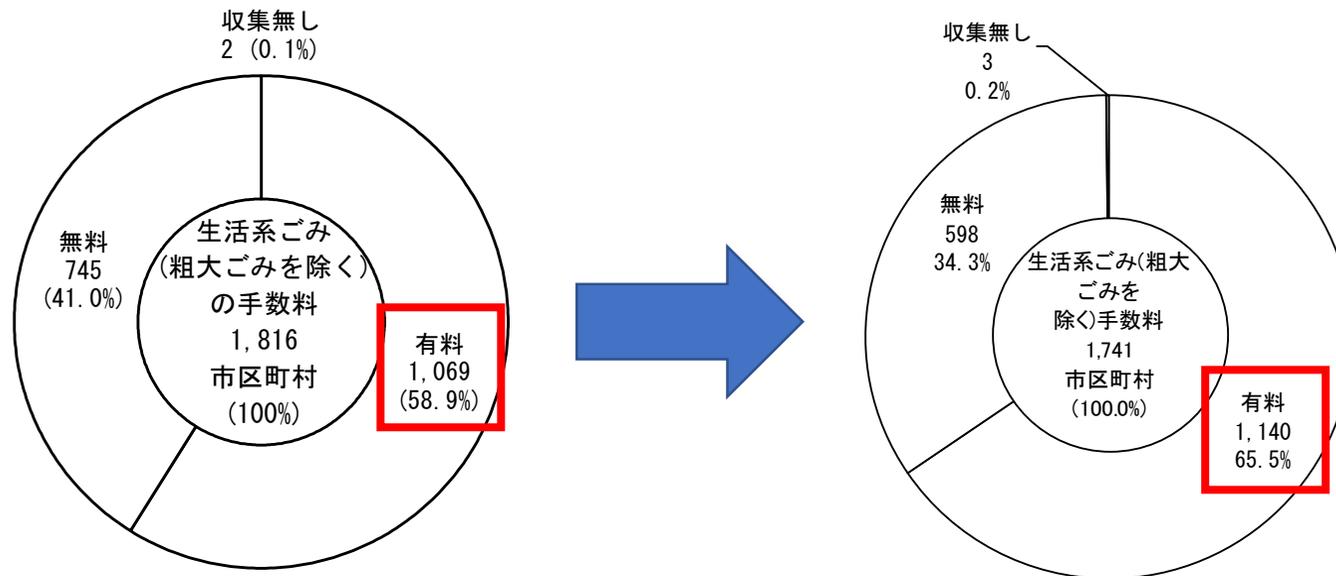
※10L袋（調布市は15L袋、町田市は20L袋）の料金より算出、多摩市はプラスチック類として容器包装以外も回収、町田市は平成28年4月1日より一部地域で容器包装プラスチックの収集を開始、狛江市・稲城市・あきる野市は容器包装プラスチックを燃やせるごみ・燃えるごみ・可燃ごみとして収集しているため燃やせるごみ・燃えるごみ・可燃ごみと同額として整理

出典：多摩地域ごみ実態調査（（公財）東京市町村自治調査会）

(参考) ごみの収集手数料に係る全国の動向

□ ごみの収集手数料導入自治体の割合 (平成19年度～令和元年度の変化)

- 「一般廃棄物処理有料化の手引き」の初稿が公表された時点 (平成19年度) では、生活系ごみ (粗大ごみを除く) の手数料を有料としている自治体は58.9% (1,069/1,816自治体) であり、令和元年度では65.5% (1,140/1,741自治体) に増加。



□ 「一般廃棄物処理有料化の手引き」の改定・見直しについて

- 「一般廃棄物処理有料化の手引き」の改定については、ごみ処理原価相当の料金という観点からも一般廃棄物会計基準の改定と併せて検討中。
- 一般廃棄物会計基準の改定は今年度から、有料化の手引きについては来年度から1年もしくは複数年検討を予定。(※令和3年5月に一般廃棄物会計基準が改訂)